

中学校特別支援学級における音楽療法的視点を 取り入れた「自立活動」の試み

The Approach of the Music Therapeutic for special class of junior high school.

上野 智子

Tomoko UENO
(音楽教室)

菅 道子

Michiko KAN
(音楽教室)

山崎 由可里

Yukari YAMAZAKI
(特別支援教育学教室)

2015年10月20日受理

要旨

本稿は、中学校特別支援学級における「自立活動」に音楽療法的視点を取り入れることの有効性や課題を明らかにする研究の一環として、筆者らがゲストティーチャーとして行った「自立活動」の実践をもとに、(1)「自立活動」の内容と音楽療法における音楽の機能との関連を整理し、(2)「自立活動」に音楽療法的視点を取り入れた取り組み(2013年8月～2015年9月)の特徴を分析した。

その結果、(1)については、「自立活動」の6区分26項目と音楽療法における音楽の機能とに共通性があることとともに、音楽の特性である多方面に働きかける包括性、社会性を活かすことで、生徒たちのそれぞれの発達状況をふまえながら集団での学習活動を可能にするものであったこと、(2)については、生徒たちが活動内容を選択することで「自立活動」が構成されることや、音楽療法の手法や考え方を取り入れることで、生徒の緊張を軽減しながら、生徒と教師が通常の関係とは異なる対等な立場で参加することのできる時間になりうることを指摘した。

キーワード：自立活動 音楽療法 中学校 特別支援学級

はじめに

本研究は、公立中学校特別支援学級において筆者ら¹がゲストティーチャーとして行った「自立活動」の実践を通して、「自立活動」に音楽療法的視点を取り入れることの有効性や課題を明らかにすることを目的とする。筆者らがこのような取り組みに着目した理由は、以下の2点による。

第1に、少子化による児童生徒数の減少にもかかわらず特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加傾向が見られることや、それら児童生徒の多様なニーズに対応するために、教員と教員以外の専門職や専門家が連携協力し、特別支援教育の充実を寄与することが必要不可欠であるためである。

2005(H17)年度の中央教育審議会による「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」では、「学校内外の人材の活用と関係機関との連携協力」が掲げられ、2008(H20)年度～2009(H21)年度には文部科学省初等中等教育局特別支援課による「PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践的研究事業」、2013(H25)年度より「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」が公募で実施されるなど、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や多様化への対応として、教師と教師以外の専門家との連携協力が試みられている。この点については、

従来も特別支援学校においては、例えば看護師や、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の資格を有する特別支援学校自立活動教諭の配置がなされるなど、従来も校内でさまざまな分野の専門家が協力して児童生徒の指導やケアに携わり、学校外の医療機関や福祉機関等との連携協力も図られてきている。一方、通常の学校においても、教師と専門家や発達障害者支援センター等の専門機関との連携協力による指導の充実が試みられるなど²、上記の「モデル事業」以外の取り組みも散見される。

これらの取り組みは特別支援教育の充実を果たす上で必要不可欠であるにもかかわらず、専門家の確保や恒常的な財政的保障が不十分であるという根本的な問題が存在することを看過することはできない。これらの問題点に留意しつつ、さまざまな専門家が特別支援教育にコミットする有効性を実践的に検証することは特別支援教育の充実につながり、今後、専門家の確保や恒常的な財政的保障を実現するためにも重要であると考えられる。

第2に、後述するように、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目的とした「自立活動」の内容と、「音楽の

もつ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の軽減回復、機能の維持改善、生活の質の向上、問題となる行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用すること³と定義される音楽療法には、多くの共通性が看取されるためである。ただし、筆者らは「自立活動」において音楽療法の実施を試みるのではない。ここでは、セラピスト(指導者)とクライアント(生徒)という関係ではなく「音楽する者・表現する者として対等の立場に立つ」⁴という丸山の「療法的音楽活動」の定義を援用し、音楽療法的視点については「音楽の持つ効果を活かし生徒の心身の緊張をほぐし自己を解放するような音楽療法的な要素を『自立活動』に取り入れること」と仮説的にとらえることとする。

以上をふまえ、本稿では、「自立活動」に音楽療法的視点を取り入れることの有効性や課題明らかにする研究の一環として、(1)「自立活動」の内容と音楽療法との関連を整理し、(2)「自立活動」に音楽療法的視点を取り入れた取り組み(2013年8月～2015年9月)の特徴を明らかにすることを課題として設定する。そのために、筆者らは和歌山県内のA中学校の特別支援学級の担任らと連携し、特別支援学級の「自立活動」において取り組んだ音楽療法的な活動をもとに分析を行う。

1. 音楽療法的視点を取り入れた「自立活動」

小学校・中学校内に設置されている特別支援学級では、小学校・中学校の学習指導要領に沿った教育が行われることに加え、学校教育法施行規則第138条により、子どもの実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程を編成することが可能となっている。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。(学校教育法施行規則138条)

その際には、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要があるとしている⁵。とりわけ「自立活動」を活用することは、一人一人の課題に応じて、また児童・生徒相互の関係性を築いていく上でも有効性もっている。

緒方茂樹(2000)によれば、特殊教育諸学校全体の教育課程の中で音楽を教科としてとりいれている割合は

33.42%と高いが、次いで「養護・訓練」、「生活単元」の領域が15%前後で音楽を取り入れているとの報告されている⁶。「養護・訓練」が「自立活動」となった現在でも、「自立活動」と音楽活動あるいは音楽療法を関連づけた以下のような先行研究を見ることができる。

特別支援学校の「自立活動」と音楽との関連性を見ている先行研究としては、肢体不自由児童を対象に「自立活動」と関連づけた音楽科学習の到達度を分析した立岡里香(2015)⁷の研究、重度・重複障害児を対象にした「自立活動」での音楽指導のあり方を検討した佐藤奈朋子(2009)⁸の研究、「自立活動」と音楽療法の内容の関連性を指摘しながら、音楽科や課題別学習の授業づくりを検討した川崎亜希子(2015)⁹の研究等があげられる。

他に、特別支援学級における音楽学習あり方を検討した先行研究としては、脳の生理学的側面から音楽の特性を見た上で音楽療法を手がかりに授業づくりを模索した渡邊和幸(2015)¹⁰の研究、音楽療法で活用する即興の理念と技法を取り入れた音楽科の授業について提案した小山朱美(2008)¹¹の研究、特別支援学級での音楽活動による子どもの行動変容の過程とその具体的方法について検討した今村崇子(2012)の研究¹²、音楽療法を取り入れることで特別支援学級児童の自立が促がされることに着目した大橋玲美(2011)の研究などがあげられる¹³。

これらの先行研究は、特別支援学校、特別支援学級の両方において音楽療法の理念や技法を援用した音楽科の授業づくりのあり方を検討したものが大半であった。また特別支援学校においては「自立活動」に関連した音楽活動を検討したものは見られる。しかし、通常学校内特別支援学級において「自立活動」との関連付けを明確にした上でその取り入れ方を検討していく事例は、大橋の研究を除き、管見の限り見あたらない。

以上のような先行研究の状況をふまえ、本稿において、特別支援学級での「自立活動」と音楽活動を関連付けて中学校特別支援学級担任と大学教員との連携研究のあり方を探ろうとするのは、中学校特別支援学級の生徒たちが次のような課題をもっているためである。

障害のある生徒たちは、一般的に小学校時代よりも中学校に進むと学習面や対人関係においてストレスを増す傾向があると言われる。それは中学校段階の成長過程において同学年の友人たちと発達面での開きが広がり交流学級での学習進度についていき難く、そのことも含めて友人たちとの対等な関係性を築くことが難しくなったり、また自らの障害を自認し、その上で学び成長していくという精神性を培うこと等が求められるからである。

この連携事業を実施するにあたり、A中学校特別支援学級の担任は、生徒たちが日常の学習に取り組み、交流学級や学校での行事や部活動に参加し、生き生き

とした学校生活を送れるようにすることが必須の課題であると述べている。加えて、その前提として生徒たちが授業に臨む前提として、緊張をほぐし心理的安定が保てるようになること、自己を受容し伸び伸びと自己表現できるようになること、他者理解を深め関係性を築いていくことなど、「心身の耕し」の活動が必要であると指摘している¹⁴。そうした「心身の耕し」を実現していくことをねらいとして、「自立活動」の内容に音楽療法的な視点を取り入れた音楽活動を設定した。なぜならば「自立活動」の内容と音楽療法において注目する音楽の機能には多くの共通性が見られるからである¹⁵。また、特別支援学級担任から、音楽療法的な活動を取り入れることで充実した「自立活動」が実現できるのではないかと提案があり、今回の連携研究を開始することとなった。

そこで次に、具体的内容として「自立活動」と音楽の療法的視点をもった音楽活動がどのような共通性のもとに、関連づけられていくのかを見ることにしたい。

2. 「自立活動」の内容と音楽療法としての音楽の機能の共通性

先述したように、音楽療法とは、「音楽のもつ生理的、心理的、社会的働きを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用すること」(日本音楽療法学会の定義)であり、音楽を用いながら、心身の障害の回復、機能の維持改善等をもたらそうとする活動である。

一方、「自立活動」は「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」(第7章 自立活動 文部科学省『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説』2009年)ことを目標とするものである。

表1は「自立活動」の6区分26項目の内容とともに、音楽療法士等があげている音楽の機能とを比較したものである(「自立活動」の6区分に該当しないと判断したものは「その他」の領域に入れている)。これをみると、「自立活動」と音楽の機能は、心身の調和的発達を培うという点で目標は合致しており、内容的にも相互に共通性をもっていることがわかる。

また音楽の機能については、一般的に、上記音楽療法の定義にあるように生理的、心理的、社会的働きの3側面から説明されることが多い。「自立活動」の内容を見てみると、「健康の保持」、「身体の動き」は音楽の生理的働きに、「心理的な安定」は心理的な働きに、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「コミュニケーション」は社会的な働きとして分類することができる。

表1のA松井和紀は、医者であると同時に、1970年代より音楽療法家としても活動し、日本の音楽療法の黎明期を担った人物であり、臨床経験を通して「治療道具としての音楽の特性」の10項目をあげた。この10項目は、現在において音楽療法の機能として共通理解されているものである¹⁶。

またB宮本啓子は、1960年代後半から水上生活者や山谷の子どもたちの教育において音楽療法を取り入れていった加賀谷哲郎(1911-1983)の理念を引き継ぎ、NPOミュージック・ケア協会を設立して音楽療法の理論部化・実践化を行っている音楽療法士である。宮本は、ミュージック・ケア理論¹⁷における音楽の療法的効果として、表1に記したような12項目をあげている。

さらにC谷口高士は、認知心理学、感情心理学の立場から音楽療法にかかわる音楽の機能を5点と想定される効果7点をあげている¹⁸。谷口の5つの音楽の機能のうち、5. 象徴機能(ある物を別のもので表現すること)のみは「自立活動」の内容とは重ならないものの、その他の1. コミュニケーション機能、2. 運動誘発機能、3. 感情調整機能、4. 感情や状態の表出機能は、「自立活動」の区分とおおかた共通するものであった。

上記のように見てみると、「自立活動」の6区分26項目は、障害児のための音楽療法臨床の黎明期を創った二名、並びに音楽心理学研究者がそれぞれに掲げた音楽の機能と共通性が高いことがわかる。

また「自立活動」は、児童生徒の課題に応じて相互に関連づけながら指導内容を組み立てていくことが必要である。その際「自立活動」の指導方針としては、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本であるため、「個別の指導計画」に基づく個別指導の形態で行うことが想定されている。ただし、『特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部・高等部)』(2009年)では、「指導の目標を達成する上で効果的である場合には、幼児児童生徒の集団を構成して指導することも考えられる」¹⁹と述べられている。

特別支援学級では、児童・生徒それぞれの課題に応じながら集団として「自立活動」を行うことが多い。その際、音楽は活用しやすい媒体になると考えられる。それは、松井和紀が「音楽には多様性があり、適用範囲が広い」、「音楽活動には統合的精神機能が必要である」と取りあげているように²⁰、音楽には児童生徒それぞれが持つ様々な課題に同時に働きかけることのできる多様性、包括性が備わっていると考えられるからである。

また松井は「集団音楽活動では社会性が要求される」、宮本は「関係性の発見と改善」、「集団参加の促進」、谷口は、「演奏による共同行為や応答によって社会性を高める」という効果をあげているように、音楽

表1 「自立活動」の6項目と音楽療法における音楽の機能との共通性

「自立活動」		音楽療法における音楽の機能についての言及		
区分	内 容	松井紀和(1980) (治療道具としての音楽の特性)	加賀谷哲郎・宮本啓子(2012) (ミュージック・ケア理論における音楽の効果)	谷口高志(2007) (音楽療法に関わる音楽の機能とその効果)
健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4)健康状態の維持・改善に関する事。	●音楽は、身体的運動を誘発する。	●注意集中力 ●生きがい	●運動誘発機能 ・聴覚を刺激することで覚醒水準を高める。 ・遊びとして欲求不満を解消する。 ・発声や運動を誘発することで整理・身体反応を活性化する。
心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事。 (2)状況の理解と変化への対応に関する事。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。	●音楽活動は、自己愛的満足をもたらしやすい。 ●音楽は人間の美的感覚を満足させる。 ●音楽は発散的であり、情動の直接的発散をもたらす方法を提供する。	●情緒の安定 ●不安行動の安定 ●自己コントロール ●リラクゼーション	●感情調整機能 ●感情や状態の表出機能 ・感情を喚起・調整して心理的苦痛を和らげる。 ・言語化できないものを表現することで緊張を弛緩する。 ・音楽への共感による美的感動が心的活性化を高める。
人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2)他者の意図や感情の理解に関する事。 (3)自己の理解と行動の調整に関する事。 (4)集団への参加の基礎に関する事。	●音楽が知的過程を通らずに、直接情動に働きかける。 ●集団音楽活動では社会性が要求される。	●関係性の発見と改善 ●集団参加の促進	●コミュニケーション機能 ・演奏による共同行為や応答によって社会性を高める。
環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。	●音楽は一定の法則性の上に構造化されている。	●発達機能の促進	●象徴機能
身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。	●音楽は、身体的運動を誘発する。	●身体機能の維持、改善	●身体誘発機能 ・発声や運動を誘発することで生理・身体反応を活性化する。
コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。	●音楽はCommunicationである。	●コミュニケーション ●言葉の発達	●コミュニケーション機能 ・言語化できないものを表現することで緊張を弛緩する。 ・演奏による共同行為や応答によって社会性を高める。
その他		●音楽には多様性があり、適用範囲が広い。 ●音楽活動には統合的精神機能が必要である。		●象徴機能

は集団活動を実現し、また社会性を育てる機能をもつと考えられている。すなわち、「自立活動」において音楽療法的な視点をもった活動を取り入れることは、音楽の多様性・包括性から児童生徒のそれぞれの課題に対応することができ、また音楽のもつ社会性から集団での学習活動を充実させ、さらに集団内でそれぞれの生徒と教員とが新しい関係を構築し得るという点からも、教育的な意義と発展の可能性があると考えることができる。これらの考えのもと2013年8月より2015年9月までの期間において、年に4～5回のペースで「自立活動(音楽の時間)」を企画実施してきた。次にその概要を整理する。

3. 音楽療法的視点を取り入れた「自立活動(音楽の時間)」の特徴

本活動は、前述したような「心身の耕し」を実現したいというA中学校の知的障害特別支援学級(以下、Bクラス)担任の想いから始まったものであり、「自立活動」に位置付けられている。2013年8月からBクラスにて開始された本活動は、2014年2月からは情緒障害特別支援学級(以下、Cクラス)、2015年6月からは肢体不自由特別支援学級(以下、Dクラス)の生徒および担任も参加し、2015年9月までに年4～5回のペースで計12回行われ、現在も継続している。1回の所要時間は2時間分(ただし途中で休憩をはさむ)である。本活動は、教師や生徒たちの間では通称“音楽の時間”“音楽療法”と呼ばれているものの、教育課程上はあくまで「自立活動」であり、音楽療法士による療法行為ではないため、本稿では、以下、「自立活動(音楽の時間)」と表記する。

表2は、全12回(2013年8月26日～2015年9月15日)の月日と時間、参加者、場所、活動内容をまとめたものである。以下、これまでの活動内容について、(1)参加者の関係性、(2)活動内容の構成、(3)音楽的な配慮、(4)「自立活動」以外の活動の導入、の4点から考察する²⁾。

(1)参加者の関係性

「自立活動(音楽の時間)」の構成員は、特別支援学級の生徒と担任、そして大学教員をレギュラーメンバーとしながらも、活動に興味のある人は随時参加可能である。そのため、これまでの約2年半の間にも支援員の先生やALT、大学生や大学院生が参加してきた。活動時は通常の関係とは異なり、生徒も教員も同じ地平に立ち一緒に音楽をする「仲間」であり、前述した丸山(2002)の「療法的音楽活動」の考え方と共通する。このような中で、大学教員2名はそれぞれ進行役と伴奏役を分担している。この進行役と伴奏役は、音楽療法におけるセラピストとピアニストの形態をとっており、状況によってはファシリテーターとして即興的に

歌ったり、伴奏を付けたりするなどして、生徒たちと一緒に音楽することを分かち合えるような環境をつくっていく。

(2)活動内容の構成

表2にみるように、本活動は平均して5～8の活動で構成されている。その際、一般的な音楽療法実践と同じように「オープニング」と「エンディング」を設定し、決まった曲を歌うようにすることで、生徒たちに始まりと終わりが意識できるようにしている。また、即興性や身体性など活動ごとにねらいを設定し、各活動が発散を促すのか、鎮静を促すのかについても考慮した上でバランスを考えながら複数の活動を提示し、始まりと終わりの活動以外は生徒たちが選択するようにした。生徒たちの意見が異なるようであれば、話し合いを促すなどして他者との関わりを積極的に作るようにするなど、プログラムを予め決められた通りにこなしていくのではなく、生徒自身が活動を選び取れるように留意した。

(3)音楽的な配慮

音楽活動を重ねる中で、生徒たちは即興的な表現を好み、得意としていることが明らかになった。そこで、①楽器による即興演奏であれば、音階や音色に配慮したうえで予め楽器をいくつか用意しておくこと、②沈黙や間に対して気まずさを感じないような曲を選ぶこと、③即興的な身体表現を行う場合は、2人1組で真似する方と真似される方という役割を決めて表現することなど、緊張することなく伸び伸びと表現できる手立てを音楽療法ならびにC.オルフやE.J.ダルクローズの音楽教育の理論や実践を参考に活動内容を考案した。また、生徒たちがそれぞれ得意としていること(太鼓をたたくことや、ボイスパーカッションができるなど)がわかれば、それらを生かすような活動内容を積極的に取り入れるようにした。それは「自立活動(音楽の時間)」においては、できないことをできるようにするというよりも、できることをひろげていくことを重視したためである。

(4)「自立活動」以外の活動の導入

前述したように、本活動の目的は「心身の耕し」であり、その根底には特別支援学級の生徒たちが生き生きと学校生活を送ってほしいという担任の願いがある。特別支援学級の生徒たちにとって学校生活とは、支援学級内の生活だけでなく交流学級なども含まれている。そこで、「自立活動(音楽の時間)」では、音楽療法の考え方や活動を取り入れる一方で、音楽科の教科書に掲載されている曲を歌うことや、生活単元学習に関連した音楽活動を行うといった「自立活動」以外の活動を意識的に取り入れていった。

表2 「自立活動(音楽の時間)」の概要(2013.8～2015.9)

回	第1回	第2回	第3回	第4回
月日時	2013/8/26 第2,3限	2013/11/15 第3,4限	2013/12/16 第3,4限	2013/2/19 第3,4限
参加者	生徒:3名(Bクラス) Bクラス担任 教員、生徒の父親 大学教員2名(計7名)	生徒:2名(Bクラス) Bクラス担任 大学教員2名(計5名)	生徒:3名(Bクラス) Bクラス担任 生徒Cの父親 大学教員2名(計6名)	生徒:3名(Bクラス) 2名(Cクラス) B、Cクラス担任 大学教員2名、学部生2名 (計11名)
場所	Bクラス教室	多目的室	多目的室	多目的室
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●楽器でコミュニケーション ●楽器アンサンブル ●歌と動き(鑑賞) ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●一緒に歌おう音楽教科書 ●音を聴くリレー ●小さな楽器で遊ぼう ●あまちゃんアンサンブル ●プラームスを聴いてみよう ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●教科書の音楽を歌おう ●クリスマス歌を歌おう ●音のリレー(よく聴いて) ●あまちゃんアンサンブル ●楽器のアンサンブル ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●歌おう教科書の曲 ●器楽 ●聴きながら動きで表現しよう ●みんなでアンサンブル ●よく聴いて楽器ではなそう ●クールダウン ●エンディング
回	第5回	第6回	第7回	第8回
月日時	2014/5/20 第3,4限	2014/7/8 第3,4限	2014/10/28 第3,4限	2014/12/8 第3,4限
参加者	生徒:3名(Bクラス) 2名(Cクラス) B、Cクラス担任 大学教員2名(計9名)	生徒:3名(Bクラス) 2名(Cクラス) B、Cクラス担任、ALT 大学教員2名(計10名)	生徒:3名(Bクラス) 2名(Cクラス) B、Cクラス担任 教員:1名、ALT 大学教員2名(計11名)	生徒:3名(Bクラス) 2名(Cクラス) B、Cクラス担任、 教員:3名、ALT 大学教員2名(計13名)
場所	多目的室	多目的室	多目的室	多目的室
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●歌おう教科書の歌 ●楽器をひとりで鳴らしてみよう ●声でリズム(名前を紹介しよう) ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●リズムで挨拶 ●『たなばたさま』の絵本に音楽をつけてみよう ●楽器(トーンチャイムで合奏してみよう) ●歌おう教科書の歌 ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●教科書に音楽を歌おう ●X町の風景を音にしてみよう ●リズムまわし ●影あそび ●K先生のギターを聴こう ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●歌おうクリスマスの曲 ●鳴らそうトーンチャイム ●音と動きの統合『ねこのピート』(絵本) ●聴きながら動きで表現しよう ●アンサンブル《風になりたい》 ●エンディング
回	第9回	第10回	第11回	第12回
月日時	2015/2/3 第3,4限	2015/3/2 第3,4限	2015/6/30 第3,4限	2015/9/15 第3,4限
参加者	生徒:3名(Bクラス) 2名(Cクラス) B、Cクラス担任 教員:1名、ALT 大学教員2名(計11名)	生徒:3名(Bクラス) 2名(Cクラス) B、Cクラス担任 教員:2名、ALT 大学教員2名 大学院生1名(計13名)	生徒:2名(Bクラス) 1名(Cクラス) 1名(Dクラス) B、C、Dクラス担任 大学教員2名(計9名)	生徒:2名(Bクラス) 1名(Cクラス) 1名(Dクラス) B、C、Dクラス担任、ALT 大学教員2名 大学院生1名(計11名)
場所	多目的室	多目的室	多目的室	多目的室
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●楽器でコミュニケーション ●楽器アンサンブル ●歌と動き(鑑賞) ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●リズムであいさつ ●歌おうみんなで ●A中の“かなり最高!”をつくろう ●音楽と動き～鼓動のリズム～ ●ありがとう、またね! ●クールダウン ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●リズムでintroduce ●歌おう教科書の歌 ●楽器と図形楽譜であそぼう ●聴きながら動きで表現しよう ●クールダウン ●エンディング 	<ul style="list-style-type: none"> ●オープニング ●ウォーミングアップ ●歌おう教科書の曲 ●つくろうBCDクラスのみかんの曲 ●奏でよう楽器 ●クールダウン ●エンディング

おわりに

本稿において以下の事項が明らかとなった。

「自立活動」の内容と音楽療法との関連については、第1に、「自立活動」の内容である6区分26項目と音楽療法とでは、心身の調和的発達を培うという点で目標が合致していることである。第2に、「自立活動」の区分と音楽療法の機能に着目すると、「自立活動」の「健康の保持」「身体の動き」は音楽の「生理的機能」に、「心理的な安定」は「心理的機能」に、「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」は「社会的機能」にそれぞれ共通性をもつことである。何よりも音楽は、課題を持つ児童生徒それぞれに対し同時にかつ多様性をもって働きかけることができるため、個人、集団どちらの形態にも適応可能であり、「自立活動」の基盤となりうるということである。

次に、「自立活動」に音楽療法的視点を取り入れた取り組み(2013年8月～2015年9月)の特徴については、第1に、生徒たちの選択によって活動を構成していくことや、自信をもって即興表現ができるように予め音色や音階などに配慮して楽器を選定すること、さらに生徒たちの得意な音楽活動を積極的に取り入れることで緊張せず主体的に活動に参加できる場になり得ていたということである。第2に、本活動は3つの特別支援学級の担任、生徒、管理職、支援員、そして大学教員や大学院生との交流の場になっており、そこでは一緒に音楽をする「仲間」という、通常の関係とは異なる対等な立場で関わるができるということである。

今後の課題として、2点挙げられる。第1に、表2に示したA中学校での「自立活動(音楽の時間)」の個々の活動並びに生徒たちの変容についての分析である。第2に、現在「自立活動(音楽の時間)」で実施している内容を通して、交流学級での音楽科の授業や学校行事、または学校外の行事へと発展していく方法を探っていくことである。

以上2点については、他日を期したい。

注

- 1 ゲストティーチャーの1人は日本音楽療法学会認定音楽療法士の有資格者である。
- 2 例えば、阿佐野智明「発達障害者支援センターの取り組み」『公衆衛生』第76巻第6号、2014年、および文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編『特別支援教育』第56号、2014年所収の「特集 特別支援学級・通級による指導の充実」などを参照。
- 3 日本音楽療法学会 HP 音楽療法の定義 <http://www.jmta.jp/about/definition.html> (2015年8月19日閲覧)。

- 4 丸山忠璋『療法的音楽活動のすすめ』春秋社、2002年、p.11。
- 5 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』、2008年、p.35。
- 6 緒方茂樹「障害児教育における音楽を活用した取り組み(I)ーデータベースからみた特殊教育諸学校お現状」『琉球大学教育学部障害児教育実践センター紀要』No.2号、2000年、p.68。
- 7 立岡里香「私の教育実践 自立活動を主とする教育課程における音楽科の指導：『学習到達度チェックリスト(音楽科)』を活用して」『肢体不自由教育』第219号、2015年、pp.34-39。
- 8 佐藤奈朋子「重度・重複障害児(者)の自立活動における音楽を取り入れた指導の在り方を探る」『特別支援教育長期研修員報告書』2009年度、pp.143-148。
- 9 川崎亜希子「音楽科、課題別学習における音楽療法を活用した授業づくり」全国特別支援学校知的障害教育校長会編『新時代の知的障害特別支援学校の音楽指導』ジヤース教育新社、2015年、pp.88-87。
- 10 渡邊和幸「特別支援学級における音楽療法の視点を踏まえた授業の研究：脳の生理学からみた音楽を手がかりに」『東京学芸大学教職大学院年報』第3号、2015年、pp.151-162。
- 11 小山朱美「音楽療法の理念とアプローチを応用した障害児教育における音楽科授業の提案と実践」『滋賀大学大学院教育学研究科論文集』第11号、2008年、pp.1-15。
- 12 今村貴子「特別支援学級における障害児の音楽活動に関する実践的研究：導入の音楽とリズム活動における子どもの行動変容と指導方法の検討」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科紀要』第10号、2012年、pp.94-109。
- 13 大橋玲美「特別支援学級の児童の自立につながる支援：音楽療法を通して」大東文化大学教育学会編『教育学会誌』第35号、2011年、pp.17-30。
- 14 2013年7月16日の打ち合わせ時における特別支援学級担任教師の発言。
- 15 川崎は「自立活動」と音楽療法の考え方との共通性について欧米の理論も含めて分析している。川崎亜希子「特別支援学校における音楽療法の有効性を活かした授業づくり」(2011(H23)年度和歌山大学大学院教育学研究科教科教育専攻修士論文)2012年、pp.45-50。
- 16 松井紀和『音楽療法の手引きー音楽療法家のためのー』牧野出版、1980年、pp.2-9。
- 17 ミュージック・ケアとは、「音楽の特性を利用して、その人がその人らしく生きるための援助をすることであり、子どもの場合は子どものもっている力を最大限に発揮させ、発達の援助をすること」と定義されている(宮本啓子『ミュージック・ケアその基本と実際』川島書房、2012年)。
- 18 谷口高士「音楽療法において心理学的方法論をどのように生かすかー臨床実践の外から見た音楽療法ー」『音楽療法の現在』人間と歴史社、2007年、pp.184-186。
- 19 文部科学省『特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部・高等部)』2009年、p.7。
- 20 松井、前掲16、pp.8-9。
- 21 ただし、本稿の考察は総論的なものであり、個別事例の分析については別稿において行う。